

江別市立大麻東中学校いじめ防止基本方針

はじめに

令和8年3月改定

いじめは、子どもたちの心身の健やかな成長、人格の形成に暗い影を落とすものであり、生命や身体に重大な危険を生じさせるという痛ましい事件も後を絶たない状況にあります。

こうした中、本校では、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）の第13条に基づき、「江別市立大麻東中学校いじめ防止基本方針」を策定し、検証と改善を重ねてきました。そして、令和4年度に国の「いじめ防止等のための基本方針」、道の「北海道いじめ基本方針」が改定され、その後、令和5年11月には「江別市いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校でも、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題により組織的に対応するため、本校の「いじめ防止基本方針」の構成を整理し直し、改定することといたしました。

この基本方針の下で、知・徳・体の調和のとれた子どもを育成する教育を推し進め、友達や教職員とともに楽しく学ぶことができる学校づくりに努めてまいります。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

1 いじめの防止等のための基本的な方針及び基本理念

(1) 「江別市立大麻東中学校いじめ防止基本方針」に以下のことを明記し、実行していきます

- ① いじめ防止のための基本的な方針
- ② いじめの定義と理解について
- ③ いじめ防止対策のための校内組織の設置について
- ④ 年間計画について
- ⑤ 未然防止に向けての取組について
- ⑥ 早期発見に向けての取組について
- ⑦ いじめへの対応について
- ⑧ いじめの解消とその後の対応について
- ⑨ 地域や家庭、関係機関との連携について
- ⑩ 重大事態への対処について
- ⑪ 重大事態対応フロー図

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体や生命に重大な危険を発生させるおそれがある。そのため、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、江別市の掲げる「豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進すること」を念頭に、基本の理念を、「おもいやりのある子・優しい心で協働できる子の育成」としてその実現に向けて組織的に取り組みます。

2 いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

- (1) それぞれの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立たなければならない。
- (2) この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめは、単にいじめられている生徒といじめる生徒の関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- (5) いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第 176 条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第 202 条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法 204 条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第 208 条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第 222 条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第 223 条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第 235 条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第 249 条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に関係機関(教育委員会、警察、児童相談所等)への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとする。

3 いじめ防止に向けた校内組織の設置

校長のリーダーシップの下、全教職員で情報を共有するなど、学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための「いじめ防止対策委員会」を置くものとする。この委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任、養護教諭によって構成し、定期・随時に委員会を開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを組織の構成員に位置付け、協力を依頼する。

いじめ防止対策委員会が果たす主な役割については、以下のものとする。

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
- (2) いじめ防止対策委員会の活動を生徒及び保護者に周知する
- (3) いじめの相談・通報の窓口となる
- (4) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- (5) 疑いを含めいじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- (6) いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- (7) 学校基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- (8) 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- (9) 学校基本方針に基づく取組の検証・改善を行う

4 年間の計画

○未然防止の取組 □早期発見の取組

月	教 職 員	生 徒	家 庭 ・ 地 域
4	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止対策委員会 内容の再確認 生徒・保護者への説明内容の検討 ●校内特別支援教育委員会 生徒理解（配慮を要する生徒） ●校内生徒指導委員会 生徒理解（生徒情報の交流・確認） ●職員会議（通年） 生徒情報の共有・確認 ●二者懇談（生徒情報の入手・確認） □参観日、学年・学級懇談会 □生徒との信頼関係構築（通年） □学校ネットパトロール（月2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の理解 ○学習・生活の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律の理解 ・ルールを理解 ・学習習慣 ・基本的な生活習慣 □いじめの相談窓口の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「心のダイレクトメール」ほか □全国学力・学習状況調査生徒質問紙への回答 ○スマホ・携帯安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の理解 ・インターネット上のいじめの様態の理解 □市教委「心のダイレクトメール」配布 □参観日個人懇談等での相談 □いじめに関わる情報共有（通年） □相談窓口の周知
5	<ul style="list-style-type: none"> ●体育祭（自他の尊重・協働の喜び） ○道教委調査（いじめ問題取組状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ●体育祭（自他の尊重・協働の喜び） □Q-Uの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●体育祭参観・参加 □PTA行事（土曜授業）
6	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止対策会議 アンケート調査の集計・分析・認知 ●小中一貫教育合同会議（生徒理解） ●校内研修 Q-Uの結果分析による生徒理解 □道教委調査 アンケート調査・対応状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> □道教委調査 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート調査 □Q-Uの実施、結果分析 □教育相談での相談 ○人権標語への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●えべつ型CS運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・大麻東小、大麻泉小との合同開催（含授業参観） ・いじめ防止策の提示・協議 ○市内一斉公開日 □Q-Uの結果共有
7	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員中間評価 □教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳（いじめ根絶集会との関連） □生徒アンケートへの回答 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談を受けての情報共有 □保護者アンケートへの回答 ○いじめ根絶集会の参観
8	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止対策委員会 生徒・保護者アンケートの分析 指導の重点の確認 ●教職員中間評価、生徒アンケート、保護者アンケートの集計・分析・今後の方向性の確認 ○学校だよりによる「自殺予防・いじめ防止」に向けた啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会主催いじめ根絶集会 ●全国学力・学習状況調査結果（個人票）の受け取り ○学校だより掲載の「自殺予防・いじめ防止」の内容理解 ○小学生部活動体験 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国学力・学習状況調査結果（個人票）の共有 ○学校だより掲載の「自殺予防・いじめ防止」の内容理解
9	<ul style="list-style-type: none"> ●学校祭（自他の尊重・協働の喜び） ○道教委調査（いじめ問題対応状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校祭活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●えべつ型CS運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価集計・分析結果共有 ○市内一斉公開日 □参観日個人懇談等での相談
10	<ul style="list-style-type: none"> ○学校便りによる前期取組の公表 ○参観日、学年・学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> □悩みアンケートへの回答 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止対策委員会 アンケート調査の集計・分析・認知 ●小中ブロック研修会による生徒理解 ○道教委調査 アンケート調査、対応・取組調査 ○三者懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> □道教委調査 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート調査 □三者懇談による相談 □Q-Uの実施 □Q-Uの結果受け取り 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA研修会 □三者懇談による相談
12	<ul style="list-style-type: none"> ●校内研修 生徒指導提要の確認、QU結果分析 ●ネットトラブル防止教室 ●教職員年度末評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教室 ○小学生部活動体験 □生徒アンケートへの回答 	<ul style="list-style-type: none"> □保護者アンケートへの回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員中間評価、生徒アンケート、保護者アンケートの集計・分析・今後の方向性の確認 ●新年度方針の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○えべつ中学生サミット&いじめ根絶会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●えべつ型CS運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の集計・分析結果の共有 ・学校関係者評価 ・新年度方針の承認 □参観日個人懇談等での相談
2	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止基本方針の見直し ●学校いじめ防止対策委員会 アンケート調査の集計・分析・認知 ○参観日、学年・学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> □道教委調査 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート調査 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者評価等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者評価等の共有

5 未然防止に向けての取組について

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象に、生徒自身が主体的にいじめ問題について考え、議論するなど、いじめに向かわせない学校風土の醸成に努める。
- (2) 未然防止の基本は、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりと認識し、実践を重ねる。
- (3) 生徒に対して、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めるとともに、個々の生徒が所属感や承認感を感じ、互いを認め合える人間関係及び学校文化を築く。
- (4) 教職員においても生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、互いの指導・支援の在り方について対話を行う。配慮が必要な多様な背景（発達障害、健康課題等）を持つ生徒や支援を要する家庭状況（経済的困難や家庭での過重な負担等）にある生徒、性的マイノリティの当事者である生徒等については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえたプライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ・生徒会を主体としたいじめ防止の活動の支援
- ・自己有用感を高める学校行事、生徒会活動、部活動の推進
- ・ネットモラルに関する学習機会の設定、啓発活動の推進
- ・いじめの問題に関する教員研修の実施

6 早期発見に向けての取組について

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。
- (2) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (3) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう高い意識を持つ。また、生徒が助けを求めやすい環境を整備するとともに、道徳の授業を中心として、教育活動全体で援助希求的態度の育成に努める。
- (4) 生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気づく力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、生徒の心情に寄り添った迅速な対応を徹底する。

【主な取組】

- ・いじめアンケート及び悩みアンケートの実施・関係生徒に対する個人面談
- ・教育相談の実施等、生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・日常的な生徒の行動観察（授業中・休み時間・部活動等）と教職員間や保護者との情報共有
- ・生徒の変化など気付いたことを職員会議等において教職員全体で共有、見守り体制の確立

- ・地域や関係機関との定期的な連携
- ・PTA活動を通じた家庭との連携啓発活動

7 いじめへの対応について

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、被害生徒を守り通す。
- (2) 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- (4) 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- (5) いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) いじめられている生徒の心の傷を癒すために養護教諭やスクールカウンセラーやと連携を取りながら、指導を行っていく。
- (7) いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の進学や進級、転学の際には、生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

8 いじめの解消とその後の対応について

- (1) いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (2) いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (3) いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察することとする。

9 地域や家庭、関係機関との連携について

- (1) 社会全体で生徒を見守り、その健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要であると認識し、いじめの問題について、PTAや地域の関係機関と連携する体制を整える。
- (2) いじめ問題の対応では、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などに、教育委員会、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を取ることができるよう、平素から、情報交換をするなど共有体制を構築に努める。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)

- ・①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- ・②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 学校による調査

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないように配慮する。

④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

※重大事態対処フロー図

